

千葉市要配慮者対策推進部会運営要領

1 趣旨

この要領は、千葉市危機管理推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条の規定に基づき、千葉市危機管理推進委員会（以下「委員会」という。）に設置する千葉市要配慮者対策推進部会（以下「推進部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

推進部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 千葉市要配慮者支援計画（以下「支援計画」という。）の修正に関する事。
- (2) 支援計画に基づく施策の執行管理及び委員会への報告に関する事。ただし、千葉市危機管理推進委員会幹事会運営要領第2条に基づき、委員会から千葉市危機管理推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）に指示された事項については、幹事会に報告するものとする。
- (3) 支援計画に定める事務の実施に関する事。
- (4) 委員会又は幹事会からの要配慮者対策に関する指示事項の検討及び調査に関する事。

3 組織

- (1) 推進部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- (2) 部会長は、総合政策局危機管理部危機管理課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 副部会長は、総合政策局危機管理部防災対策課長及び保健福祉局保健福祉総務課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会長等の任務

- (1) 部会長は、推進部会の会務を総理し、推進部会を代表する。
- (2) 部会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 関係者の出席等

部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

6 プロジェクトチーム

(1) 部会長は、専門的事項を調査検討させるため、推進部会にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置き、班長及び班員を指名することが出来る。

(2) PTの庶務は、班長又は班員の属する課の中から班長が指定する。

(3) PTの組織及び運営については、別に定める。

7 庶務

推進部会の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

8 補則

この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

総務局総務部政策法務課市政情報室長	中央区地域づくり支援課長
市民局市民自治推進部国際交流課長	中央保健福祉センター高齢障害支援課長
保健福祉局健康福祉部地域福祉課長	花見川区地域づくり支援課長
保健福祉局健康福祉部健康支援課長	花見川保健福祉センター高齢障害支援課長
保健福祉局医療衛生部医療政策課長	稲毛区地域づくり支援課長
保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長	稲毛保健福祉センター高齢障害支援課長
保健福祉局高齢障害部介護保険管理課長	若葉区地域づくり支援課長
保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長	若葉保健福祉センター高齢障害支援課長
保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課長	緑区地域づくり支援課長
保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長	緑保健福祉センター高齢障害支援課長
保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課長	美浜区地域づくり支援課長
こども未来局こども未来部こども企画課長	美浜保健福祉センター高齢障害支援課長
こども未来局こども未来部健全育成課長	消防局警防部警防課長
こども未来局こども未来部東部児童相談所長	教育委員会教育総務部総務課長
こども未来局こども未来部西部児童相談所長	教育委員会教育総務部学校施設課長
こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長	教育委員会学校教育部学事課長
こども未来局幼保教育・保育部幼保運営課長	教育委員会学校教育部保健体育課長
こども未来局幼保教育・保育部幼保指導課長	